

特定非営利法人 町・人・夢づくりのみち草舎定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利法人 町・人・夢づくりのみち草舎という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県萩市大字瓦町67番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、不登校・問題行動・引きこもり等者となっている青少年やその家族等、及び障がい児者に対して、デイサービス事業等を行うことにより、心身のハンディをもつ青少年や障がい児者が健全に育成され、かつ社会参加及び社会的自立ができる環境づくりを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 不登校・問題行動・引きこもり等者のデイサービス事業
- (2) 不登校・問題行動・引きこもり等者及びその家族の相談・支援事業
- (3) 市民参加型によるサロン事業
- (4) 不登校・問題行動・引きこもり等者及びその家族に関する広報・啓発事業
- (5) 関連する機関や施設との連携・相談・支援事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業（就労支援B型）
- (7) 児童福祉法に基づく、障害児通所支援、放課後等デイサービス事業
- (8) その他本来の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動推進法（以下、法という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が病気、死亡により、会員としての職務が遂行不能になったとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議事の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人の2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条においても同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄。

- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算経過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会に議決を経て、既定予算

の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事業所及び従たる事務所の所在地(所管庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産開始手続きの決定
- (6) 所管庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに存在する財産は、萩市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	西中 浪江
副理事長	山根 代志子
同	金子 真弓
理事	西村 由美子
同	久保 早智
同	津田 千尋
同	沖野 裕子
同	廣岡 逸樹
同	西山 里美
監事	大山 佳代

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年額 1口 5,000円
 - (2) 賛助会員 年額 1口 3,000円
- 7 この定款は、平成30年11月23日より一部を改正して施行する。

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人町・人・夢づくりのみち草舎

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。ただし今年度は、計画を話し合う期間としており、活動実態及び事業の予算はありません。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
(1) 不登校・問題 行動・引きこ もり等者のデ イサービス事 業	・直接相談事業 ・就労作業 ・小集団による人間 関係づくり体験及び 訓練他	(A) 週3～4日 10時～15時 (B) 活動拠点 (萩市瓦町67番 地) (C) 1人	(D) 対象者 (E) 15人程度	0
(2) 不登校・問題 行動・引きこ もり等者及び その家族の相 談・支援事業	・訪問相談 ・電話、メール相談	(A) 随時実施する (B) 活動拠点及び 家庭他 (C) 1人	(D) 対象者及 びその家 族や関係 機関 (E) 必要に応 じる	0
(3) 市民参加型に よるサロン事 業	事業活動なし			

(4) 不登校・問題行動・引きこもり等者及びその家族に関する広報・啓発事業	事業活動なし			0
(5) 関連する機関や施設との連携・相談・支援事業	・ケース会議 ・関係機関との情報交換他	(A) 随時必要とする時 (B) 必要に応じた場所にて (C) 1人	(D) 関係機関担当者 (E) 必要に応じる	0
(6) 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業（就労支援B型）	・就労支援B型	(A) 平日→ 8:30～17:30 土曜日→ 8:30～12:00 (B) この活動場所 萩市大字椿東 字大広津 2998-11 (C) 3人	(D) 対象利用者 (E) 1日 10人	0
(7) 児童福祉法に基づく、障害児通所支援、放課後等デイサービス事業	・放課後等デイサービス	(A) 月～金曜日→ 9:00～18:00 土曜日→ 9:00～13:00 (B) この活動場所 萩市大字椿東字大 広津 2998-11 (C) 3人	(D) 対象利用者 (E) 1日 10人	0
(8) その他本来の目的を達成するための事業	・必要に応じて随時計画			0

令和7年度 活動予算書
 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 特定非営利活動法人 町・人・夢づくりのみち草舎
 (単位:円)

科目	金額	金額	金額
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
・就労継続支援B型事業収益		0	
・放課後等デイサービス事業収益		0	
・不登校・問題行動・引きこもり等者の デイサービス事業		0	
・不登校・問題行動・引きこもり等者 及びその家族の相談・支援事業		0	
・関連する機関や施設との連携・ 相談・支援事業		0	
・その他本来の目的を達成するための事業		0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			0
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費	0		
その他経費計	0		
事業費計		0	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			0
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。
 (注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

※次期事業年度の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人町・人・夢づくりのみち草舎

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：円)
(1) 不登校・問題 行動・引きこ もり等者のデ イサービス事 業	・直接相談事業 ・就労作業 ・小集団による人間 関係づくり体験及び 訓練他	(A) 週3～4日 10時～15時 (B) 活動拠点 (萩市瓦町 67 番 地) (C) 1人	(D) 対象者 (E) 15人程度	0
(2) 不登校・問題 行動・引きこ もり等者及び その家族の相 談・支援事業	・訪問相談 ・電話、メール相談	(A) 随時実施する (B) 活動拠点及び 家庭他 (C) 1人	(D) 対象者及 びその家 族や関係 機関 (E) 必要に応 じる	0
(3) 市民参加型に よるサロン事 業	事業活動なし			

(4) 不登校・問題行動・引きこもり等者及びその家族に関する広報・啓発事業	事業活動なし			0
(5) 関連する機関や施設との連携・相談・支援事業	・ケース会議 ・関係機関との情報交換他	(A) 随時必要とする時 (B) 必要に応じた場所にて (C) 1人	(D) 関係機関担当者 (E) 必要に応じる	0
(6) 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業（就労支援B型）	・就労支援B型	(A) 平日→ 8:30~17:30 土曜日→ 8:30~12:00 (B) この活動場所 萩市大字椿東 字大広津 2998-11 (C) 3人	(D) 対象利用者 (E) 1日 10人	12,711,566
(7) 児童福祉法に基づく、障害児通所支援、放課後等デイサービス事業	・放課後等デイサービス	(A) 月~金曜日→ 9:00~18:00 土曜日→ 9:00~13:00 (B) この活動場所 萩市大字椿東字大 広津 2998-11 (C) 3人	(D) 対象利用者 (E) 1日 10人	10,828,372
(8) その他本来の目的を達成するための事業	・必要に応じて随時計画			0

令和8年度 活動予算書
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 特定非営利活動法人 町・人・夢づくりのみち草舎
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	150000	
賛助会員受取会費	0	150000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	850000	850000
4 事業収益		
・就労継続支援B型事業収益		1071330
・放課後等デイサービス事業収益		1119122
・不登校・問題行動・引きこもり等者の デイサービス事業		0
・不登校・問題行動・引きこもり等者 及びその家族の相談・支援事業		0
・関連する機関や施設との連携・ 相談・支援事業		0
・その他本来の目的を達成するための事業		0
5 その他収益		
受取利息	1000	
雑収益	0	1000
経常収益計		3055520
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1521600	
法定福利費	1932300	
退職給付費用	0	
福利厚生費	642000	
人件費計	17790300	
(2) その他経費		
会議費	61200	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	1146598	
支払利息	400000	
その他経費	4141840	
その他経費計	5749638	
事業費計		23539938
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	180000	
管理費計		180000
経常費用計		23719938
当期経常増減額		6835582
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
経常外費用計		6835582
当期正味財産増減額		6835582
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		6835582

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

(注) その他の事業を定款で掲げていないNPO法人は、上記の注釈は不要です。

※次期事業年度の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。